

● 資料 6 ●

## 品質管理関係規程の変更等



当年度は、品質管理レビュー手続の改正と品質管理レビューツールの改定があり、その他の規程の改正はなかった。

### **品質管理レビュー手続の改正 (平成28年7月25日: 常務理事会承認)**

会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」の発出に対する対応として大手監査法人に対する品質管理レビューの強化（個別業務のレビュー期間の延長、リスクに応じた選定業務数の追加、監査調書の準備を依頼する期間の拡大等）（第174-3項、第236-2項、第284-2項等）、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言に対する対応として当協会の自主規制の強化（第271-5項、第342-2項）、監査業務審査会等の勧告への対応の確認（第271-3項、第271-4項）、フォローアップ・レビューの強化（第532-3項、第550項、第551項、第553項）等の見直しを行った。

### **品質管理レビューツールの改定**

#### **(平成28年4月20日、5月18日、6月21日: 品質管理委員会承認)**

前年度の品質管理レビューの実施結果及び会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」の発出を踏まえ、監査事務所プロフィール（QCQ100）、品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）、監査業務プロフィール（QCQ400）、品質管理のシステムに関するレビュー手続書（QCP300）及び監査業務レビュー手続書（QCP400）等の見直しを行うとともに、監査業務レビュー手続書《独立行政法人》（QCP433）、監査業務レビュー手続書《国立大学法人等・公立大学法人》（QCP434）の廃止を行った。